

議案第 4 号

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

教職員組織を表彰の対象とする等のため「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項の一部が改正されたことを踏まえ、推薦要件である沖縄県教育委員会の表彰制度に「優秀教職員組織部門」を設ける等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

(別紙)

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則

沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貢献した教育関係職員」の次に「及び教職員組織（教育活動その他の学校運営のために、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員で構成する組織をいう。以下同じ。）」を加え、「意欲及び資質能力の向上に資する」を「意欲を高め、能力及び資質の向上に資すること並びに学校の活性化を図る」に改める。

第2条の見出しを「（表彰の対象）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 被表彰組織は、教職員組織であって、顕著な功績があった組織とする。

第3条に次の1号を加える。

(4) 優秀教職員組織部門

第6条中「被表彰者」の次に「及び被表彰組織」を加え、「推薦された者」を「推薦されたもの」に改める。

第7条第1項中「所属職員」の次に「又は教職員組織」を加え、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「県費負担教職員」の次に「又は教職員組織」を加え、「者」を「もの」に改める。

第9条第1項中「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 学校がチームとして課題解決に当たることを促進するため、「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項の一部が改正され、教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。）が表彰の対象とされた。
- (2) (1)の当該表彰については、原則として県の表彰を受けていることが要件とされているため、沖縄県教育関係職員表彰の対象に教職員組織を加える必要がある。新たに優秀教職員組織部門を設けることにより、県内学校の活性化を図る。

3 改正案の概要

- (1) 学校の活性化を図ることを目的として、教職員組織の表彰について定める。（第1条関係）
- (2) 表彰の対象に教職員組織を加え、表彰の部門に優秀教職員組織部門を設ける。（第2条及び第3条関係）
- (3) その他所要の改正を行う。（第6条、第7条及び第9条関係）
- (4) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 関係各課との調整状況

総務課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第7号） 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員及び教職員組織（教育活動その他の学校運営のために、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員で構成する組織をいう。以下同じ。）について、その功績を表彰するとともに、広く周知し、あわせて本県の教育関係職員の意欲を高め、能力及び資質の向上に資すること並びに学校の活性化を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 被表彰者は、沖縄県教育委員会事務局職員、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員であって、顕著な功績があった者とする。</p> <p><u>2. 被表彰組織は、教職員組織であって、顕著な功績があった組織とする。</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>優秀教職員組織部門</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員</p> <hr/> <p>について、その功績を表彰するとともに、広く周知し、あわせて本県の教育関係職員の意欲及び資質能力の向上に資すること</p> <hr/> <p>ことを目的として、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被表彰者)</p> <p>第2条 被表彰者は、沖縄県教育委員会事務局職員、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員であって、顕著な功績があった者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(表彰)</p> <p>第3条 表彰の部門は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優秀教職員部門</p> <p>(2) 功労者部門</p> <p>(3) 社会貢献部門</p> <p>(新設)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、表彰状に副賞を添えることができる。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 表彰の時期は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に</p>

<p>定める。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 被表彰者及び被表彰組織の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第7条 所属長は、所属職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦するものとする。</p> <p>2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。</p> <p>(追彰)</p> <p>第8条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰することができる。</p> <p>2 前項の規定により表彰するときは、当該被表彰者の遺族に表彰状を授与するものとする。</p> <p>(表彰名簿)</p> <p>第9条 教育長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。</p> <p>2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があったと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>定める。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 被表彰者及び被表彰組織の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第7条 所属長は、所属職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦するものとする。</p> <p>2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(表彰名簿)</p> <p>第9条 教育長は、表彰を受けたものについて表彰名簿に記載するものとする。</p> <p>2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があったと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>定める。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 被表彰者及び被表彰組織の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第7条 所属長は、所属職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦するものとする。</p> <p>2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。</p> <p>(追彰)</p> <p>第8条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰することができる。</p> <p>2 前項の規定により表彰するときは、当該被表彰者の遺族に表彰状を授与するものとする。</p> <p>(表彰名簿)</p> <p>第9条 教育長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。</p> <p>2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があったと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>定める。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 被表彰者及び被表彰組織の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第7条 所属長は、所属職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦するものとする。</p> <p>2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員又は教職員組織のうちで第3条各号のいずれかに該当するものがあるとき、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(表彰名簿)</p> <p>第9条 教育長は、表彰を受けたものについて表彰名簿に記載するものとする。</p> <p>2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があったと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 (略)</p>

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十二年法律第百六十二号)

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 ～ 9 (略)

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 ～ 3 (略)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 ～ 3 (略)

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 (略)

○沖縄県立高等学校管理規則(平成12年教育委員会規則第7号)

(校長の職務)

第50条 (略)

- 2 校長は、所属職員の校務分掌を定める。
- 3 (略)

○沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年教育委員会規則第8号)

(校長の職務)

第45条 (略)

- 2 校長は、所属職員の校務分掌を定める。
- 3 (略)

○沖縄県立中学校管理規則(平成18年教育委員会規則第13号)

(校長の職務)

第27条 (略)

- 2 校長は、所属職員の校務分掌を定める。
- 3 (略)

＜文部科学大臣優秀教職員表彰＞

1. 目的

学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織(学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。)について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

2. 表彰要件等

(1) 教職員

表彰要件	選考基準
<p>一 現に教職員である(教頭等の管理職は対象外) ※管理職対象外は通知文にて定められている。 二 推薦年度4月1日時点において、<u>教職員経験10年以上</u>かつ<u>原則50歳未満</u>(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りではない) 三 原則として、<u>既に推薦者による表彰を受けている</u> 四 勤務実績良好かつ懲戒処分等の罰を受けていない</p> <p>※ 上記の一、三及び四の要件を満たし、教職員経験10年未満かつ原則50歳未満の者は、「若手教職員等奨励賞」を受賞できる。</p>	<p>一 学習指導における特に顕著な成果</p> <p>二 生徒指導、進路指導等における特に顕著な成果</p> <p>三 学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果</p> <p>四 特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果</p> <p>五 特別支援教育における特に顕著な成果</p> <p>六 地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果</p> <p>七 ユネスコ活動や国際交流等分野における特に顕著な成果</p> <p>八 学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果</p> <p>九 その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果</p>

(2) 教職員団体 ※平成28年度新設

表彰要件	選考基準
<p>一 推薦年度4月1日時点において、1年以上の活動期間 二 原則として、既に推薦者による表彰を受けている</p>	<p>教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、前項各号に掲げる特に顕著な成果</p>